

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の公共空間等整備の対象となる「管理上の担保措置のある公開空地」について

- 1 「管理上の担保措置のある」とは、下記の規則・誘導措置により、当該施設の管理上の担保措置が講じられていることをいう。
  - ・ 地区計画（都市計画法第12条の5）
  - ・ 防災街区整備地区計画（密集法第32条）
  - ・ 沿道地区計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条）
  - ・ 高度利用地区、特定街区（都市計画法第8条）
  - ・ 都市再生特別地区（都市再生特別措置法第36条）
  - ・ 一団地の住宅施設（都市計画法第11条）
  - ・ 一団地の総合的設計制度、連担建築物設計制度（建築基準法第86条）
  - ・ 総合設計（建築基準法第59条）
  - ・ 開発許可を受ける開発行為又は都市計画法第29条第4号～9号に該当する開発行為であり、かつ建築協定が定められていること
  - ・ 公共団体との維持管理に関する協定等
  - ・ その他
  
- 2 「公開空地」とは、下記の公開空地であることをいう。
  - ・ 地区内及び周辺住民が利用できるもの
  - ・ 一般に開放されているもの（防犯の観点から深夜等に閉鎖されるものを含む。）
  - ・ 一定の延長があるもの又は一団の形態をなすもの